

国保と各種医療受給者証の更新

現在使用されている国民健康保険や各種医療制度の受給者証等の有効期限は、七月三十一日(日)です。

八月一日(月)から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続を行ってください。

◆国民健康保険

【七十歳から七十四歳までの方】

①高齢受給者証

昨年の所得に応じて自己負担割合を判定し、七月下旬に送付します。

受給者証は七十歳に到達した翌月(一日が誕生日の方はその月)から使用するものです。新たに対象年齢に到達する方には、事前に送付します。

②限度額適用・標準負担額減額認定証

昨年の所得に応じて継続できるかどうかを判定し、引き続き対象となる方のみ、七月下旬に送付します。

【七十歳未満の方】

①特定疾病療養受療証

認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、昨年の所得に応じて自己負担限度額を判定し、受療証を七月下旬に送付します。

②限度額適用認定証

八月以降も認定証が必要な方は役場一階三番窓口保険課で申請してください。

◆後期高齢者医療

新しい保険証(青色)を七月中旬に簡易書留郵便で送付します。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、八月一日(月)以降も交付対象になる方には、新しい認定証を七月下旬に送付します。

◆母子・父子家庭医療

受給者証の更新手続のご案内を七月中旬に送付します。役場一階三番窓口保険課で手続を行ってください。提出書類を確認した後、窓口で新しい受給者証をお渡しします。なお、母子・父子家庭医療は児童扶養手当に準じる所得制限があります。

▽受付期限八月三十一日(水)

▽必要書類受給者証・健康保険証・更新申請書(保険課から送付します)・養育費に関する申告書(保険課から送付します)・印鑑

◆後期高齢者福祉医療

一人暮らしで平成二十八年度住民税が非課税の方、ねたきり・認知証で主たる生計維持者の平成二十八年度住民税が非課税の方に、新しい受給者証と更新手続のご案内を七月初旬に送付します。郵送か役場一階三番窓口保険課で手続を行ってください。

▽受付期限 七月二十二日(金)

▽送付先 〒480-0292 (所在

地記載不要) 豊山町保険課国民健康保険・医療係

▽必要書類 個人により異なりますので、案内文で確認してください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

保険税・保険料を決定

今年度分の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を決定しました。七月中に納税(納入)通知書と決定通知書を送付します。

保険税、保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の二種類の方法があります。納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。

普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続が必要ですが、納税(納入)通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

なお、今年度は国民健康保険の税率等及び後期高齢者医療保険料の改定を行いました。詳細につきましては、納税(納入)通知書に同封する案内をご確認ください▼問合せ 国民健康保険

税・後期高齢者医療保険料に関すること
 ・保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917、介護保険料に関すること
 ・保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

介護保険

負担限度額認定証の申請を

介護保険の施設サービス、短期入所サービスなどを利用した場合、住民税非課税世帯などの方は「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、居住費(滞在費)・食費の自己負担額が軽減されます。現在、交付している認定証の有効期限は七月三十一日(日)までです。利用者には七月初旬に申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、保険課に提出してください▼提出期限 七月二十二日(金)▼提出先 役場一階三番窓口保険課▼問合せ 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

高齢者向け給付金

高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付は、八月九日(火)までです。また申請のお済でない方は、お早めに手続をしてください。

「振り込め詐欺」にご注意ください

▽町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません▽ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません▽豊山町や厚生労働省などが「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」を支給するために、手数料の振込を求めることはありません▼問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912